資料 15

相模原市個人情報保護条例

平成１６年１２月２２日

条例第２３号

相模原市個人情報保護条例(平成４年相模原市条例第２９号)の全部を改正する。

目次

第１章　総則(第１条―第５条)
第２章　実施機関が保有する個人情報の保護(第６条―第１３条)
第３章　自己の個人情報に関する権利
第１節　開示(第１４条―第２７条)
第２節　訂正(第２８条―第３５条)
第３節　利用停止(第３６条―第４３条)
第４節　審査請求(第４３条の２―第５１条)
第５節　他の法令等との調整(第５２条)
第４章　雑則(第５３条―第６０条)
第５章　罰則(第６１条―第６５条)
附則

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の取扱いに関する必要な事項並びに市の実施機関が保有する自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（２）実施機関の職員　実施機関の地方公務員(地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第２条に規定する地方公務員をいう。)であって、議会の議員(議会の議

員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。)以外のものをいう。

（３）個人情報　個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

（４）保有個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(相模原市情報公開条例(平成１２年相模原市条例第３９号)第２条第２項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

（５）特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。)第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

（６）保有特定個人情報　特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

（７）情報提供等記録　番号法第２３条第１項及び第２項(これらの規定を番号法第２６条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（８）事業者　事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成１５年法律第５９号)第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成１５年法律第１１８号)第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

（９）本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第３条　実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

２　実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第４条　事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第５条　市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第２章　実施機関が保有する個人情報の保護

(取扱いの制限)

第６条　実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で事務事業の目的達成のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

（１）思想、信条及び宗教

（２）人種及び民族

（３）犯罪歴

（４）社会的差別の原因となる社会的身分

(保有個人情報取扱事務の登録等)

第７条　実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で保有個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「保有個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した保有個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

（１）保有個人情報取扱事務の名称

（２）保有個人情報取扱事務の目的

（３）保有個人情報取扱事務を所管する組織の名称

（４）個人情報の収集の方法

（５）保有個人情報の利用等の範囲

（６）保有個人情報の記録の内容

２　前項の公文書には、次に掲げるものは含まない。

（１）市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)の職員に関する保有個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので別に定めるもの

（２）市の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので別に定めるもの

３　実施機関は、保有個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該保有個人情報取扱事務について保有個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

４　実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

５　実施機関は、第３項の規定により登録した保有個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該保有個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

６　実施機関は、保有個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第８条　実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

２　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）法令等の規定に基づき収集するとき。

（２）本人の同意に基づき収集するとき。

（３）人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

（４）出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

（５）審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、市の機関又は国等が行う事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑

な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

3　実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。

（１）人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急に必要があるとき。

（２）取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（３）取扱目的を本人に明示することにより、市の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（４）取得の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

4　実施機関は、第２項第５号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

5　法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第２項第２号の規定に該当して収集がされたものとみなす。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第９条　実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条、第１０条及び第１１条において同じ。)を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

（２）本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

（３）人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

２　実施機関は、前項第４号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

３　実施機関は、明らかに本人の利益等に資すると認めるときは、別に定める範囲で本人以外のものに保有個人情報を提供することができる。ただし、当該本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第９条の２　実施機関は、保有特定個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該保有特定個人情報を利用してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的の範囲を超えて利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の提供等に伴う措置)

第１０条　実施機関は、第９条第１項ただし書の規定により実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、そのものに対し、別に定めるところにより、当該提供に係る個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

２　前項の規定は、実施機関が事務の遂行のために取扱目的の範囲内において保有個人情報を実施機関以外のものに提供等する場合において準用する。

(オンライン結合による提供)

第１１条　実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合する方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

２　実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(正確性、安全性等の確保)

第１２条　実施機関は、取扱目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

２　実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託等に伴う措置)

第１３条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は指定管理者(地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に市の公の施設の管理を行わせるときは、当該契約等において、個人情報の適正な取扱いについて受託者又は指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

第３章　自己の個人情報に関する権利

第１節　開示

(保有個人情報の開示を請求できる者)

第１４条　何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第２８条第２項及び第３６条第２項において同じ。)は、本人に代わって前項の規定による請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第１５条　前条の規定による請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、当該開示請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次の事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

（１）開示請求をする者の氏名及び住所

（２）開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

（３）前２号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して当該開示請求をしようとする者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第２項の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第２５条第３項、第２９条第２項及び第３７条第２項において同じ。)であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

３　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第１６条　実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（１）開示請求者(第１４条第２項の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人。以下この号及び次号、次条第２項並びに第２４条第１項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和２２年法律第１２０号)第２条第

１項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成１１年法律第１０３号)第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

（２）法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（３）個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

（４）市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（５）市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する

おそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれ

オ　その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

（６）人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の保持及び秩序の維持に関する情報であって、開示請求者に開示をしないことが適当と認められるもの

（７）法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により明らかに開示することができないとされているもの

（８）第１４条第２項の規定による請求に係る本人に関する情報であって、開示することが当該本人の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第１７条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

２　開示請求に係る保有個人情報に前条第１号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第１８条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報(第１６条第７号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第１９条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該

保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定)

第２０条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときも、同様とする。

３　実施機関は、前項の開示しない旨の決定(第１７条第１項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないときを含む。)をした場合は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該決定に係る保有個人情報が、その決定の日の翌日から起算して１年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかなときは、その旨を付記するものとする。

(開示決定等の期限)

第２１条　前条第１項及び第２項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して１４日以内に行わなければならない。ただし、第１５条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して６０日以内とすることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、その期間及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第２２条　前条第２項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して６０日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うものとする。この場合において、実施機関は、同条第１項

に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第２３条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。第３４条第１項及び第３節において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、第２０条の規定にかかわらず、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第２０条第１項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第２４条　開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（１）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第１６条第１号イ又は第２号ただし書に規定

する情報に該当すると認められるとき。

（２）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第１８条の規定により開示しようとするとき。

３　実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第２５条　開示請求に係る保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

３　第１項に規定する保有個人情報の開示に当たり、開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第１４条第２項の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提示しなければならない。

(開示の特例)

第２６条　第１５条第１項、第２０条第１項(通知に係る部分に限る。)、第２１条、第２２条及び前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があったとき直ちに全部を開示するものとしてあらかじめ定めた保有個人情報について、開示請求があったときは、口頭その他別に定める方法により開示することができる。

(開示に伴う保有個人情報の閲覧の手数料等)

第２７条　第２５条第１項及び第２項に規定する保有個人情報の閲覧に係る手数料は、相模原市手数料条例(平成１２年相模原市条例第７号)の規定にかかわらず無料とする。

２　第２５条第１項に規定する保有個人情報の写しの交付に要する費用は、開示請

求者の負担とする。

第２節　訂正

(保有個人情報の訂正を請求できる者)

第２８条　何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実に誤りがあると思料するときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による請求をすることができる。

(訂正請求の方法)

第２９条　前条の規定による請求(以下「訂正請求」という。)をしようとする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次の事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

（１）訂正請求をする者の氏名及び住所

（２）訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

（３）訂正請求の趣旨及び理由

（４）前３号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　前項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して当該訂正請求をしようとする者が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第２項の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

３　実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第３０条　実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定)

第３１条　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨

の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

３　第２４条第１項及び第３項の規定は、前２項の決定(以下「訂正決定等」という。)について準用する。この場合において、同条第１項中「開示請求に」とあるのは「訂正請求に」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「第１項」と、「開示に」とあるのは「訂正に」と、「開示決定」とあるのは「第３１条第１項の決定」と、「開示を」とあるのは「訂正を」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限)

第３２条　訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して３０日以内にしなければならない。ただし、第２９条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して６０日以内とすることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、その期間及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第３３条　前条第２項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求のあった日の翌日から起算して６０日以内に訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等を行うものとする。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第３４条　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正

請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、第３１条の規定にかかわらず、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第３１条第１項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第３５条　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第１９条第７号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第８号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第３節　利用停止

(保有個人情報の利用停止を請求できる者)

第３６条　何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

（１）実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が、第６条に規定する取扱いの制限を超え取り扱われているとき、第８条第１項若しくは第２項の規定によらないで収集されたとき、第９条第１項若しくは第９条の２の規定によらないで利用されているとき、番号法第２０条の規定によらないで収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第２８条第２９条の規定によらないで作成された特定個人情報ファイル(番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（２）実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が、第９条第１項又は番号法第１９条の規定によらないで提供がされているとき　当該保有個人情報の提供の停止

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による請求をすることができる。

(利用停止請求の方法)

第３７条　前条第１項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求及び同条第２項の規定による請求(以下「利用停止請求」という。)をしようとする者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次の事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を提出しなければならない。

（１）利用停止請求をする者の氏名及び住所

（２）利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

（３）利用停止請求の趣旨及び理由

（４）前３号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して当該利用停止請求をしようとする者が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第２項の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

３　実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第３８条　実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定)

第３９条　実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければ

ならない。

２　実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

３　第２４条第１項及び第３項の規定は、前２項の決定(以下「利用停止決定等」という。)について準用する。この場合において、同条第１項中「開示請求に」とあるのは「利用停止請求に」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「第１項」と、「開示に」とあるのは「利用停止に」と、「開示決定」とあるのは「第３９条第１項の決定」と、「開示を」とあるのは「利用停止を」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等の期限)

第４０条　利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して３０日以内にしなければならない。ただし、第３７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日の翌日から起算して６０日以内とすることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、その期間及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第４１条　前条第２項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求のあった日の翌日から起算して６０日以内に利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等を行うものとする。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）利用停止決定等をする期限

(事案の移送)

第４２条　実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供

されたものであるとき、その他他の実施機関において利用停止決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、利用停止請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、第３９条の規定にかかわらず、移送を受けた実施機関において、当該利用停止請求についての利用停止決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第３９条第１項の決定(以下「利用停止決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該利用停止決定に基づき利用停止の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第４３条　実施機関は、利用停止決定に基づく保有個人情報の利用停止の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。